



分かって活用！食品表示ガイド



たくさんの食品の中から自分に合った適切な食品を選択するために、「食品表示」の見方を紹介する消費者向け情報紙です。

第3号 食品添加物の表示が分かるマメ知識！

食品添加物とは、食品の製造の過程又は食品の加工・保存の目的で使用されています。

食品添加物を使用することで、食品を加工しやすくしたり、食品の品質（見た目や美しさ）や保存性（品質の劣化防止）、安全性（細菌の増殖抑制）を高めたりすることができます。

なお、食品添加物は国で使用を認めたものだけが使用されており、使用した添加物は原則全て表示されています。

食品添加物の表示をチェックしてみよう！

食品添加物は、商品の容器包装に表示されています。

“ばら売り”されている生鮮食品の場合は、ポップや値札等に表示されています。

《添加物欄を設けて表示されている場合》

名称	ゼリー
原材料名	砂糖（国内製造）、濃縮果汁（ももを含む）、植物油脂
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸味料、香料、着色料（ベリー色素）



《原材料名の欄に表示されている場合》

①スラッシュ（／）で区分されている場合

名称	ゼリー
原材料名	砂糖（国内製造）、濃縮果汁（ももを含む）、植物油脂／ゲル化剤（ペクチン）、酸味料、香料、着色料（ベリー色素）

②改行して表示する方法

名称	ゼリー
原材料名	砂糖（国内製造）、濃縮果汁（ももを含む）、植物油脂 ゲル化剤（ペクチン）、酸味料、香料、着色料（ベリー色素）

《生鮮食品が“ばら売り”されている場合》



食品添加物の表示の見方

原則として※1、使用した全ての食品添加物が「物質名」で表示されています。
ただし、一部の食品添加物は、簡略名や類別名等の一般に広く使用されている名称で表示されています。

●物質名に対する簡略名、類別名での表示

物質名	簡略名又は類別名
L-アスコルビン酸ナトリウム	アスコルビン酸 Na、ビタミン C、V.C
炭酸水素ナトリウム	重曹
硫酸アルミニウムカリウム	ミョウバン
ビートレッド	アカビート、野菜色素

●用途名が併記されているもの

用途名	表示例
甘味料	甘味料 (サッカリン Na)
着色料	着色料 (アナトー) 又はアナトー色素
保存料	保存料 (安息香酸 Na)
増粘剤、安定剤、 ゲル化剤または糊料	増粘剤 (キサンタン)、安定剤 (CMC)、 ゲル化剤 (カラギナン)、糊料 (グァー)
酸化防止剤	酸化防止剤 (エリソルビン酸 Na)
発色剤	発色剤 (亜硝酸 Na)
漂白剤	漂白剤 (亜硫酸塩)
防かび (防ばい) 剤	防かび剤 (OPP)

●同じ使用目的の成分が入っているものは、一括名としてまとめて表示

イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、水素イオン濃度調整剤 (pH 調整剤)、膨張剤

※1 食品添加物の表示が免除されるのは次の場合に限られます。

- ・加工助剤：加工工程で使用されるが、除去されたり、中和されたり、ほとんど残らないもの
- ・キャリアオーバー：原材料中に含まれるが、製造した食品には添加物の効果を発揮しないもの

商品に使用されている食品添加物について詳しく知りたいときは、容器包装に表示されている「食品関連事業者（表示責任者）※2」に問合せをしましょう。
“ばら売り”されている食品は、販売している店舗に確認しましょう。

※2 食品関連事業者：製造者、加工者、販売者



ご意見・ご感想
お問合せはこちらまで

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20
栃木県保健福祉部 医薬・生活衛生課 食品安全推進班
TEL：028-623-3114
電子メール：iyakueisei@pref.tochigi.lg.jp